

平成29年11月29日

(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

<宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会同時発表>

環境省東北地方環境事務所は、本日、畑中建設工業株式会社に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省東北地方環境事務所 総務課

課長：種瀬、補佐：児島

TEL：022-722-2870

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
畑中建設工業株式会社	青森県八戸市沼館4-6-6

2 指名停止措置期間：平成29年11月29日～平成29年12月28日（1ヶ月）

3 指名停止措置の範囲：東北地方環境事務所管内

4 事実概要

畑中建設工業株式会社は、青森県発注の「八戸港改修（統合補助）市川防砂堤工事」において、船舶安全法で定める船舶検査証書又は臨時航行許可証を受有していない船舶を航行させたとして、平成29年7月31日、八戸区検察庁から船舶安全法違反で略式起訴され、同年8月8日に八戸簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

5 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について」（平成13年1月6日付環境会第9号大臣官房会計課長通知）（以下「要領」という。）別表2第16号に該当する。

従って、本件については、1ヶ月の指名停止措置を行うものである。

指名停止等の措置要領別領別表2第16号

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 16. 別表1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をい、工事の請負契約の相手方として不適正であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内